

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
當日には、
の規定)

(費用弁償の種類及び額)

第二条 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）に規定する六等級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として規則で定める額とする。

(費用弁償の支給方法)

第三条 費用弁償の支給の方法については、職員の旅費に関する条例の適用を受ける者の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額に関する規定は昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例をここに公布する。
昭和四十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

条 例

目 次

◆条 例 証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例

職員の旅費に関する条例

鳥取県条例第四十七号

証人、参考人、鑑定人等の費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、法令の規定に基づき、又は公務の遂行を補助するため、県の機関の要求又は依頼に応じて出頭し、又は旅行した証人、参考人、鑑定人等に対し支給する費用弁償に関する必要な事項を定めることを目的とする。

鳥取県条例第四十八号

職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号）

の全部を改正する。

目 次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章、内国旅行の旅費（第十四条—第二十八条）

第三章 外国旅行の旅費（第二十九条・第三十条）
 第四章 雜則（第三十一条—第三十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）

第二十四条第六項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第四十二条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号）第一条に規定する企業職員及び現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号）第一条第二項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び人事委員会規則で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行をいう。

三 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。

四 赴任 新たに採用された職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤

庁から新在勤庁に旅行することをいう。

五 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

六 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

七 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この条例において「何等級の職務」という場合には、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第三条第一項第一号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による当該等級の職務（行政職給料表の適用を受けない者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する職務）をいうものとする。

3 この条例において「何号給」という場合には、行政職給料表による等級の当該号給（行政職給料表の適用を受けない者については、人事委員会規則で定めるこれに相当する号給）をいうものとする。

4 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域があつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。た

だし、「在勤地」という場合には、在勤庁から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から起算して三月以内にその居住地を出

発して帰住したとき 当該遺族

四 職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。) 当該職員

五 職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法第十六条第二号、第三号若しくは第五号又は第二十九条第一項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員が県の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため、旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者は(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に第四条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のために支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令を発する権限を有する者又は旅行依頼を行なう権限を有する者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行なわれなければならない。

一 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令

二 前条第四項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、すでに発した旅行命令等を変更(取消し含む)以

鳥取県公報

下同じ。)する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又これを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下「旅行命令簿等」という。)に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわなければならぬ。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

6 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、人事委員会規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等(前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わいで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に

従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対する旅費のみ支給を受けることができる。

(旅費の種類)

- 第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雜費及び死亡手当とする。
- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ一日当たりの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ一夜当たりの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 支度料は、本邦から外国への出張について、定額により支給する。
- 13 旅行雜費は、外国への出張に伴う雜費について、実費額により支給す
- 14 死亡手当は、第三条第二項第五号の規定に該当する場合について、定額

額等により支給する。

15 内国旅行のうち第二十四条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。

16 外国旅行のうち第三十条第一項に規定する旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、旅行手当を旅費として支給する。

(旅費の計算)

第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

第八条 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行については四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたときは、これを一日とする。

3 第三条第二項第一号から第四号までの規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第一項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第九条 旅行者が同一地域（第二条第四項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合には

そのこえる日数について定額の十分の二に相当する額、滞在日数六十日をこえる場合にはそのこえる日数について定額の十分の三（外国旅行に係るものについては、十分の二）に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除する。

第十一条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の等級又は号給の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、人事委員会規則で定める書類を当該旅費の支出又は支払を

する者（以下「支出担当職員等」という。）に提出しなければならない。
この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、
その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費
の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができな
い。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後人事委員会規則で定める期間内に、当該旅行について前項の規定による旅

費の精算をしなければならない。

3 支出担当職員等は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、人事委員会規則で定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出担当職員等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合は、前項に規定する期間内に過払金を返納しなかつた場合には、人

事委員会規則で定めるところにより当該支出担当職員等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならぬ。

第二章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第十四条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規

定する運賃

イ 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上の中のものについては、一等の運賃

ロ 七等級の職務にある者で二号給以下のものについては、二等の運賃

（賃）

二 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

三 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前二号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金

イ 第一号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

四 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第二号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する

運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

五一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第一号又は第二号に規定する運賃、第三号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

二 前項第三号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百キロメートル以

上のもの

二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

3 第一項第五号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道三百キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第十五条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び機橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者

ロ 三号給以上のものについては、中級の運賃

口 七等級の職務にある者で二号給以下のものについては、下級の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものについては、上級の運賃

ロ 七等級の職務にある者で二号給以下のものについては、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要す

る運賃

四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

五 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する

運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十六条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第十七条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、公務上の必要又は火災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第十八条 日当の額は、別表の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路一キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第十九条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。(移転料)

第二十一条 移転料の額は、次の各号による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から起算して一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十二条 着後手当の額は、別表の日当定額の五日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十三条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

イ 十二歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

- ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際ににおける職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。
- 二 前号の規定に該当する場合を除くほか、第二十一条第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)をこえることができない。
- 三 第一号イからハまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十四条 第六条第一項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上日額旅費を支給すべきものとして人事委員会規則で定めるものとする。

- 一 測量、調査、土木營繕工事、巡察その他これらに類する目的のための旅行

- 二 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。
- 三 前二号に掲げる旅行を除くほか、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張

- 2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。
- (在勤地内旅行の旅費)

- 第二十五条 在勤地内における旅行について次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

賃

- 一 交通機関を利用する必要がある場合 実費額の鉄道賃、船賃又は車

二 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場

合 別表の日当定額の二分の一以内において人事委員会規則で定める額の日当

- 三 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合実費額の宿泊料。ただし、その額は、別表の宿泊料定額に相当する額をこえることができない。

- 四 次条第一項第三号の規定に該当する場合 同号に規定する額の移転料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

- 第二十六条 在勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- 一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメ

トール以上の旅行の場合 第十四条、第十五条又は第十七条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額をこえるとき そのこえる部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合 別

表の鉄道五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額(扶養親族を随伴しない場合には、その二分の一に相当する額)の移転料。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に因位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第十八条第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。
(退職者等の旅費)

第二十七条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費
イ 退職等となつた日にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から起算して三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例により計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例により、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費
(遺族の旅費)

第二十八条 第三条第二項第二号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

一 職員が赴任中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例により計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

3 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二条第一項第七号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

3 第三条第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十三条第一項第一号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第二十九条 外国旅行(次条に規定する旅行を除く。)の旅費については、國家公務員の外国旅行の旅費の例による。

(旅行手当)

第三十条 第六条第一項に掲げる旅費に代え旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち当該旅行の性質上旅行手当を支給すべきものとして人事委員会規則で定めるものとする。

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。

ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

第四章 雜則

(旅費の調整)

第三十一条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不适当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、当該旅費の額をこえる額の旅費を支給することができる。

3 任命権者は、予算の都合によりこの条例の規定による旅費を支給することができない場合には、旅費の定額を減じてその一部を支給しないことができる。

4 前三項を適用する場合の基準は、人事委員会規則で定める。
(旅費の特例)

第三十二条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和二十二年法律第49号)第十五条第三項若しくは第六十八条又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十八条又

は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(人事委員会規則への委任)

第三十三条 この条例の施行に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、車賃、日当、宿泊料、食卓料及び移転料の定額に関する規定は昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

別表

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

区 分	車 賃		宿泊料(一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
	一キロメ ト ル に (つ き)	日 当 (つ き に)	甲 地 方	乙 地 方	
一等級の職務にある者	一一円八五〇円	四、一〇〇円	三、五〇〇円	八五〇円	
二等級以下四等級以上の職務にある者	九円七〇〇円	三、四〇〇円	二、九〇〇円	七〇〇円	
五等級以下の職務にある者	八円五五〇円	二、七〇〇円	二、三〇〇円	五五〇円	

備考

一 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち國家公務員等の旅費支給規程(昭和二十一年大蔵省令第四十五号。以下「大蔵省令」という。)で定める地域その他これに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

二 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

二 移転料

区 分	鉄道五十キロメートル未満	鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満	鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満	鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満	鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	鉄道一千キロメートル以上三千五百キロメートル未満	鉄道一千五百キロメートル以上三	鉄道二千キロメートル以上
一等級の職務にある者	四二、五〇〇円	四九、一〇〇円	六〇、二〇〇円	六六、九〇〇円	九五、九〇〇円	一二〇、二〇〇円	一四四、五〇〇円	一八一、五〇〇円
二等級の職務にある者	三九、六〇〇円	四五、八〇〇円	五六、一〇〇円	六二、四〇〇円	八九、五〇〇円	一二二、一〇〇円	一三四、八〇〇円	一六九、四〇〇円
三等級の職務にある者	三六、八〇〇円	四一、五〇〇円	五一、一〇〇円	五八、〇〇〇円	八三、一〇〇円	一一四、一〇〇円	一二五、二〇〇円	一五七、三〇〇円
四等級の職務にある者	三三、五〇〇円	三七、六〇〇円	四六、一〇〇円	五一、三〇〇円	七三、五〇〇円	九一、一〇〇円	一一〇、七〇〇円	一三九、二〇〇円
五等級以下の職務にある者	二八、三〇〇円	三二、七〇〇円	四〇、一〇〇円	四四、六〇〇円	六三、九〇〇円	八〇、一〇〇円	九六、三〇〇円	一二一、〇〇〇円

備考 路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。